（有担保資金調達等に係る資金流出率）

第三十二条　有担保資金調達等に係る資金流出率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一　レポ形式の取引等又は外国中央銀行等との間で行われている中央銀行有担保資金取引のうち、差入資産がレベル１資産であって、受入資産が金銭であるもの（第七号に掲げるものを除く。）　零パーセント

二　日本銀行との間で行われている中央銀行有担保資金取引のうち、差入資産が有価証券その他の資産であって、受入資産が金銭であるもの　零パーセント

三　レポ形式の取引等又は外国中央銀行等との間で行われている中央銀行有担保資金取引のうち、差入資産がレベル２Ａ資産であって、受入資産が金銭であるもの（第七号に掲げるものを除く。）　十五パーセント

四　日本国政府、我が国の中央政府以外の公共部門（発行する債券のリスク・ウェイトが二十パーセント以下のものに限る。）又は国際開発銀行との間で行われているレポ形式の取引等のうち、差入資産が有価証券であって、受入資産が金銭であるもの（第一号、前号又は第七号に掲げるものを除く。）　二十五パーセント

五　レポ形式の取引等又は外国中央銀行等との間で行われている中央銀行有担保資金取引のうち、差入資産がレベル２Ｂ資産に該当する住宅ローン担保証券であって、受入資産が金銭であるもの（前号又は第七号に掲げるものを除く。）　二十五パーセント

六　レポ形式の取引等又は外国中央銀行等との間で行われている中央銀行有担保資金取引のうち、差入資産が住宅ローン担保証券以外のレベル２Ｂ資産であって、受入資産が金銭であるもの（第四号又は次号に掲げるものを除く。）　五十パーセント

七　レポ形式の取引等のうち、銀行持株会社等が行うプライム・ブローカレッジ業務の相手方のショート・ポジションを充足するために銀行持株会社等が所有する有価証券を差し入れているもの　百パーセント

八　レポ形式の取引等又は外国中央銀行等との間で行われている中央銀行有担保資金取引のうち、差入資産が有価証券その他の資産であって、受入資産が金銭であるもの（前各号に掲げるものを除く。）　百パーセント

第五節　デリバティブ取引等に係る資金流出額

（デリバティブ取引等に係る資金流出額）

第三十三条　第十七条第四号に掲げる「デリバティブ取引等に係る資金流出額」とは、次に掲げる額の合計額をいう。

一　デリバティブ取引等の契約に基づく資金流出額

二　デリバティブ取引等及びレポ形式の取引等の時価変動に伴う資金流出額

三　格下げ等に伴う資金流出額

四　担保の価値変動に伴う資金流出額

五　超過受入担保に係る資金流出額

六　未提供担保に係る資金流出額

七　受入担保の差替えに伴う資金流出額

（デリバティブ取引等の契約に基づく資金流出額）

第三十四条　前条第一号に掲げる「デリバティブ取引等の契約に基づく資金流出額」とは、基準日から三十日を経過する日までの間にデリバティブ取引等の契約から予想される資金流出額に百パーセントの資金流出率を乗じて得た額をいう。

２　前項の「基準日から三十日を経過する日までの間にデリバティブ取引等の契約から予想される資金流出額」とは、デリバティブ取引等の別（法的に有効な相対ネッティング契約に基づくデリバティブ取引等については、当該相対ネッティング契約の別）に、基準日から三十日を経過する日までの間に発生すると予想される当該デリバティブ取引等の契約において定められた全ての金銭の支払（第四項第二号において「資金流出額」という。）から、基準日から三十日を経過する日までの間に発生すると予想される当該契約において定められた全ての金銭の受取（第四項第一号において「資金流入額」という。）を差し引いた額（次項において「純資金流出額」という。）のうち、零を超えるものの合計額をいう。

３　前項の計算において、前条第二号又は第四号に掲げる額の全部又は一部の額が純資金流出額に含まれる場合、当該全部又は一部の額を、純資金流出額から減ずることができる。

４　第二項の計算において、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める計算を行うことができる。

一　銀行持株会社等が取引相手方から流動資産を担保として受け入れており、かつ、当該流動資産が第十四条第四号に掲げる要件を満たす場合　資金流入額から当該流動資産の担保掛目適用額を差し引く計算

二　銀行持株会社等が取引相手方に流動資産を担保として差し入れている場合　資金流出額から当該流動資産の担保掛目適用額を差し引く計算

（デリバティブ取引等及びレポ形式の取引等の時価変動に伴う資金流出額）

第三十五条　第三十三条第二号に掲げる「デリバティブ取引等及びレポ形式の取引等の時価変動に伴う資金流出額」とは、時価変動時所要追加担保額に百パーセントの資金流出率を乗じて得た額をいう。

２　前項の「時価変動時所要追加担保額」とは、デリバティブ取引等及びレポ形式の取引等（いずれも基準日から三十日を経過する日までの間に弁済期が到来しないものであって、時価の変動が著しいと認められるものに限る。次条第一項及び第三十七条第二項から第四項までにおいて同じ。）について、次に掲げるいずれかの額をいう。

一　簡便法による時価変動時所要追加担保額

二　シナリオ法による時価変動時所要追加担保額

（簡便法による時価変動時所要追加担保額）

第三十六条　前条第二項第一号に掲げる「簡便法による時価変動時所要追加担保額」とは、デリバティブ取引等及びレポ形式の取引等において、基準日以前二十四月以内のうち、取引の別に担保又は受入資産の受取額から担保又は差入資産の受渡額を差し引いた額の絶対値の合計額が最大となる三十日間における当該合計額をいう（次項において同じ。）。

２　前項の規定にかかわらず、複数の取引が次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす場合には、当該複数の取引を単一の取引とみなして簡便法による時価変動時所要追加担保額を計算することができる。

一　担保又は受入資産として実際に授受されている資産が流動資産に該当するものに限られ、かつ、契約に基づいて受け入れた担保又は受入資産が第十四条第四号に掲げる要件を満たすものと見込まれること。

二　同一の法的に有効な相対ネッティング契約に基づくものであること。

（シナリオ法による時価変動時所要追加担保額）

第三十七条　銀行持株会社等は、ストレスシナリオの選定基準、定量的基準及び定性的基準に適合する場合にはシナリオ法による時価変動時所要追加担保額を用いることができる。

２　第三十五条第二項第二号及び前項の「シナリオ法による時価変動時所要追加担保額」とは、デリバティブ取引等及びレポ形式の取引等において、ストレスシナリオの選定基準により選定されたストレスシナリオ（デリバティブ取引等及びレポ形式の取引等の時価の変動を説明する金融指標（金融商品取引法第二条第二十五項に規定する金融指標をいう。次項第二号及び第三号において同じ。）その他の指標の変動を表すシナリオをいう。第四項において同じ。）に基づき計算した担保又は差入資産の受渡額の合計額から担保又は受入資産の受入額の合計額を差し引いた額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう（次項及び第五項並びに次条において同じ。）。